

地域を“みず”から守る。
東北流域治水

「流域治水」の実効性を高める 「流域治水関連法」の改正概要等について

～特定都市河川指定について～

令和4年10月17日

国土交通省 東北地方整備局

東北各地で頻発化・激甚化する水災害

○東北は西日本と比べ、降雨は少ない傾向
 ○しかし、近年、毎年のように**過去最大の降雨を記録し、大規模な洪水が発生**

岩木川（青森県）H25.8洪水、R4.8洪水

大館雨量観測所：過去最大を記録



北秋田市

R4.8豪雨 米代川（秋田県）

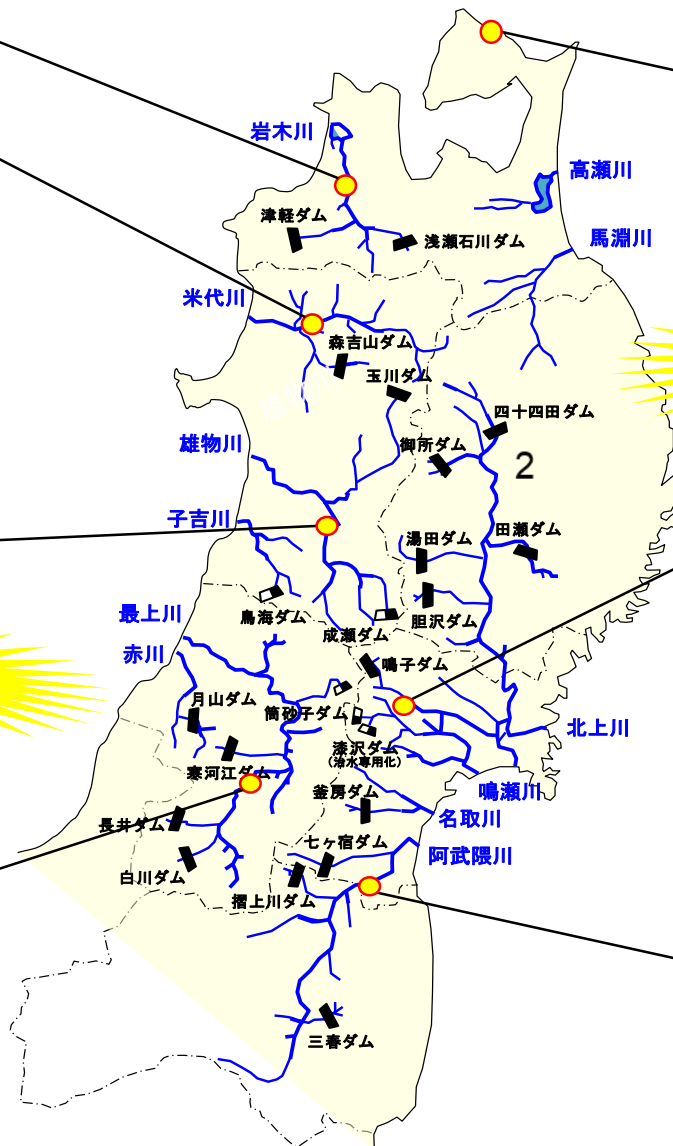
雄物川（秋田県）
 H29.7洪水、H29.8洪水、H30.5洪水

R2.7洪水でも同地区で
 氾濫被害が発生

白鷹雨量観測所：過去最大を記録



大江町 山形県大江町左沢 最上橋
 令和4年8月4日 5:30撮影
 R4.8豪雨 最上川（山形県）
 他、H25.8洪水、H26.8洪水、R2.7洪水



下風呂雨量観測所：過去最大を記録



むつ市

R3.8温帯低気圧による豪雨
 [下北・上北地域（青森県）]

鳴瀬川水系吉田川ではH27.9
 関東・東北豪雨でも氾濫、
 R1.10東日本台風では決壊

古川雨量観測所：過去最大を記録



大崎市

R4.7 前線による大雨
 [鳴瀬川水系名蓋川 堤防決壊（宮城県）]

筆甫雨量観測所：過去最大を記録



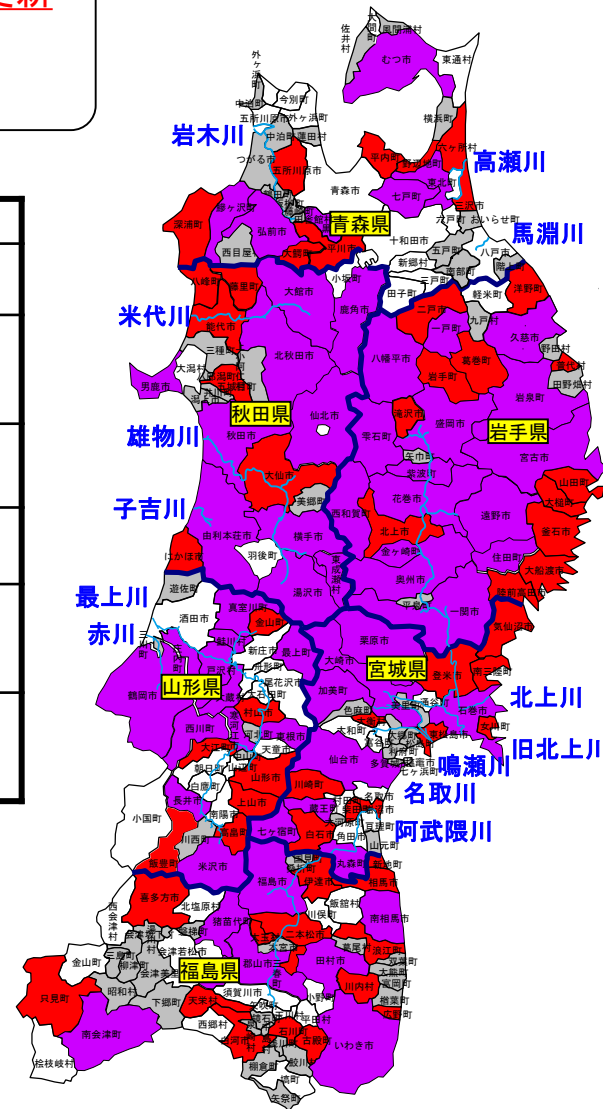
R1.10令和元年東日本台風
 [丸森町市街地 氾濫状況（宮城県）]

水災害の激甚化（近年、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村）

- ・東北の市町村のうち、雨量観測所が設置されているのは164。
- ・過去10年間（H25～R4年8月）で、**1時間降水量の記録を更新した市町村は116。**
- ・このうち、**過去10年で2回以上記録更新した市町村は58。**

H25年～R4年8月迄に1時間最大雨量の既往最大を更新した市町村

県名	1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村
青森県	五所川原市、野辺地町、 鱒ヶ沢町 、 弘前市 、 黒石市 、 むつ市 、平川市、 東北町 、三沢市、平内町、 七戸町 、六ヶ所村、深浦町、大鰐町
岩手県	盛岡市 、 花巻市 、 二戸市 、 八幡平市 、 雫石町 、 紫波町 、 宮古市 、 大槌町 、 遠野市 、 釜石市 、 北上市 、 住田町 、 陸前高田市 、 一関市 、 西和賀町 、 洋野町 、 岩手町 、 岩泉町 、 滝沢市 、 一戸町 、 葛巻町 、 久慈市 、 大船渡市 、 山田町 、 普代村 、 奥州市 、 金ヶ崎町
宮城県	栗原市 、 石巻市 、 東松島市 、 女川町 、 仙台市 、 岩沼市 、 川崎町 、 柴田町 、 七ヶ宿町 、 蔵王町 、 丸森町 、 気仙沼市 、 大衡村 、 加美町 、 白石市 、 南三陸町 、 登米市 、 大崎市
秋田県	北秋田市 、 鹿角市 、 大館市 、 仙北市 、 秋田市 、 湯沢市 、 由利本荘市 、 にかほ市 、 男鹿市 、 横手市 、 大仙市 、 東成瀬村 、 五城目町 、 八峰町 、 藤里町 、 能代市
山形県	鶴岡市 、 真室川町 、 庄内町 、 西川町 、 長井市 、 東根市 、 上山市 、 村山市 、 最上町 、 戸沢村 、 大蔵村 、 山形市 、 米沢市 、 寒河江市 、 鮭川村 、 大江町 、 高島町 、 金山町 、 飯豊町
福島県	伊達市 、 南相馬市 、 田村市 、 猪苗代町 、 郡山市 、 いわき市 、 石川町 、 古殿町 、 広野町 、 新地町 、 福島市 、 大玉村 、 川内村 、 南会津町 、 只見町 、 三春町 、 浪江町 、 白河市 、 天栄村 、 相馬市 、 二本松市 、 喜多方市



【凡例】

- H25～R4年8月、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村
- H25～R4年8月で2回以上、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村
- 雨量観測所無し
- 都道府県境

黒字：H25～R4年8月、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村
：H25～R4年8月で2回以上、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村

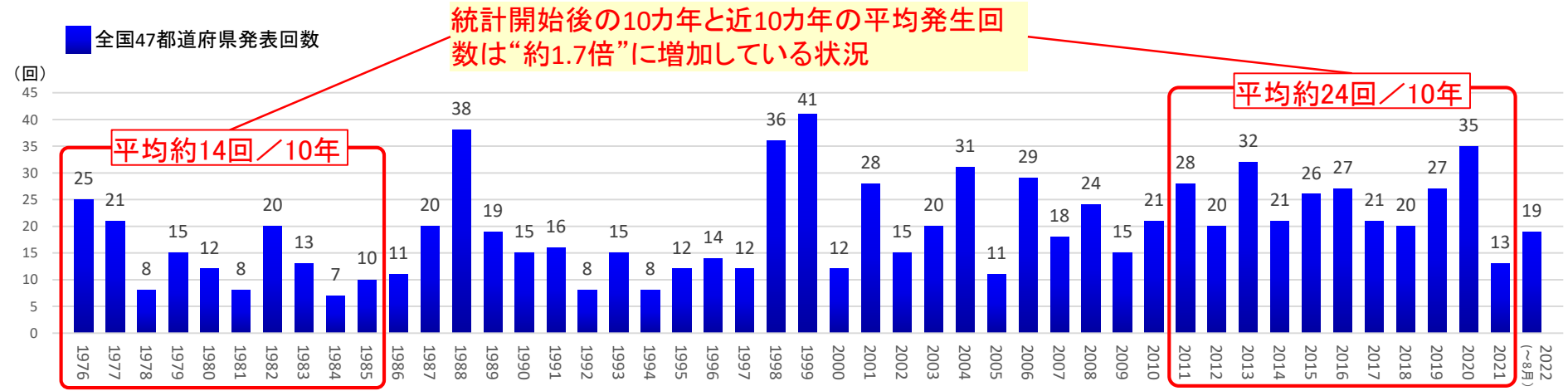
※気象庁雨量観測所（HP：気象統計情報）及び国交省雨量観測所（水文・水質データベース）のデータを基に集計・整理。

気候変動の影響による短時間豪雨の発生状況

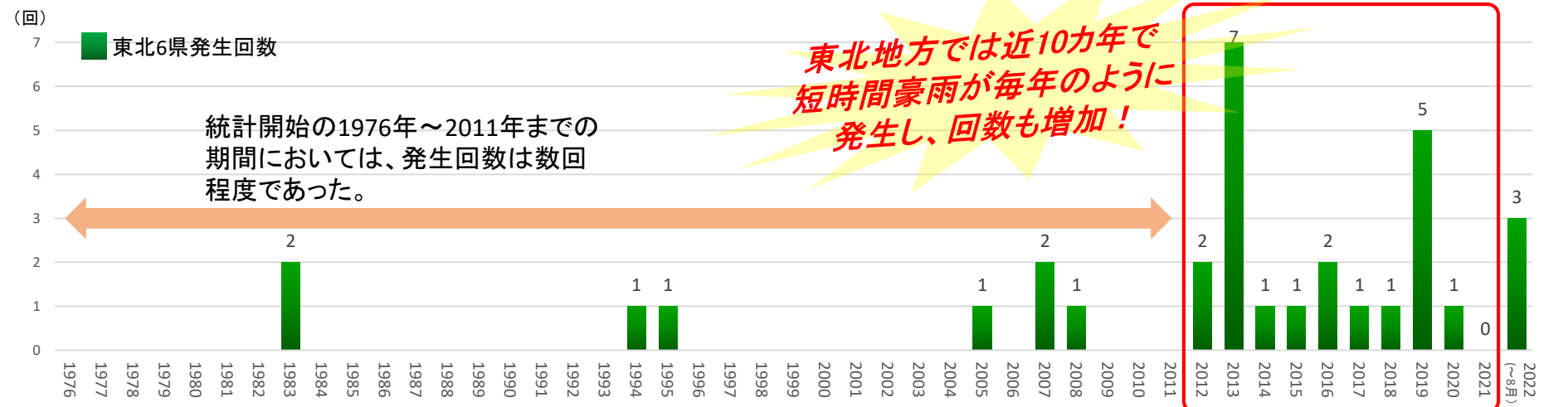
○過去46年間(S51～R3)における短時間豪雨(80mm/h以上)の発生状況(全国・東北)

(※全国1300地点(気象庁観測所)を基に集計、1976年統計開始(気象庁HPより))

全国における時間雨量80mm以上の降雨の年間発生回数



東北地方における時間雨量80mm以上の降雨の年間発生回数



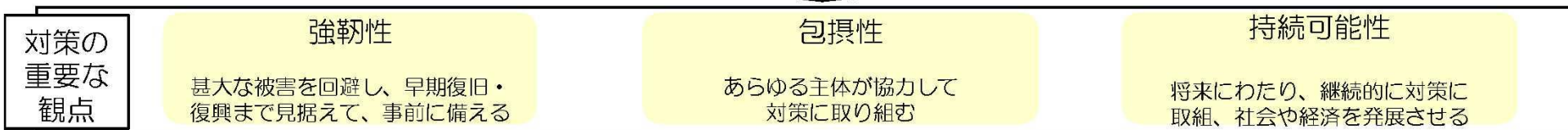
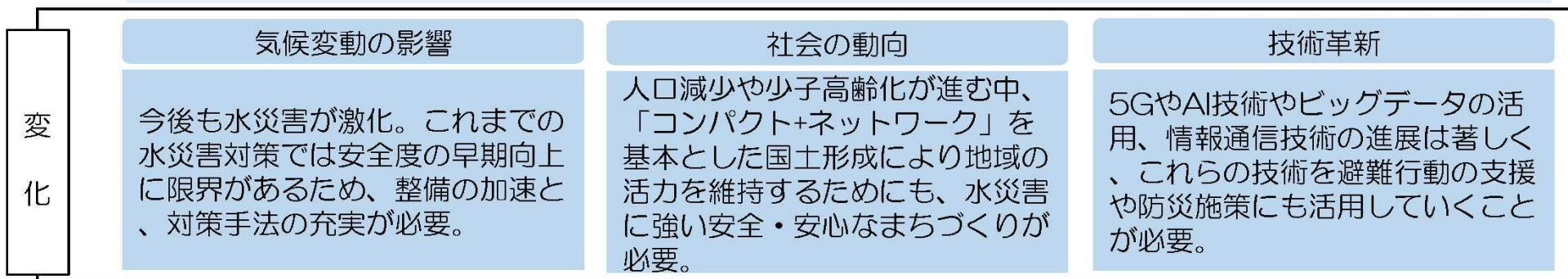
(※全国1300地点(気象庁観測所)を基にした国交省調査による。)

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

○ 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



気候変動を踏まえた計画へ見直し

○治水計画を、「過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、**実質的な安全度が確保できないおそれ**

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)

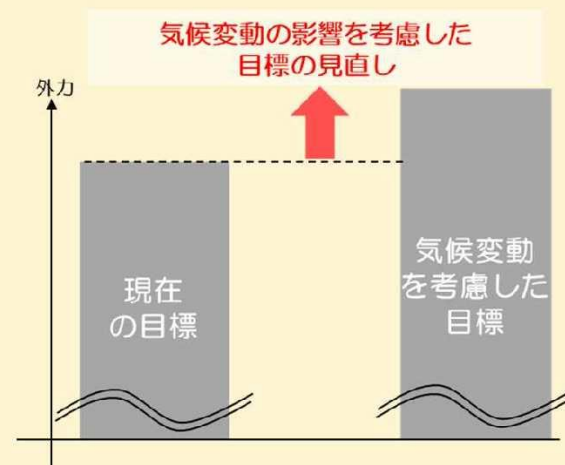
気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2℃上昇相当	約1.1倍



降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模(1/100~1/200)の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



「流域治水」の施策について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、**堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速する**とともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わる**あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う**考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [県・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダムの建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／
住まい方の工夫 氾濫域
 [県・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化



特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

〈予算関連法律〉

【公布:R3.5.10 / 施行: R3.7.15又はR3.11.1】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

— 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

— 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
— 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

[河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

— 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
— 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
— 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

— 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
— 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
— 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

[特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

— 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
— 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
— 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

[水防法、土砂災害防止法、河川法]

— 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
— 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
— 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

特定都市河川の指定要件の見直し ～地方部を含む全国の河川に拡大～

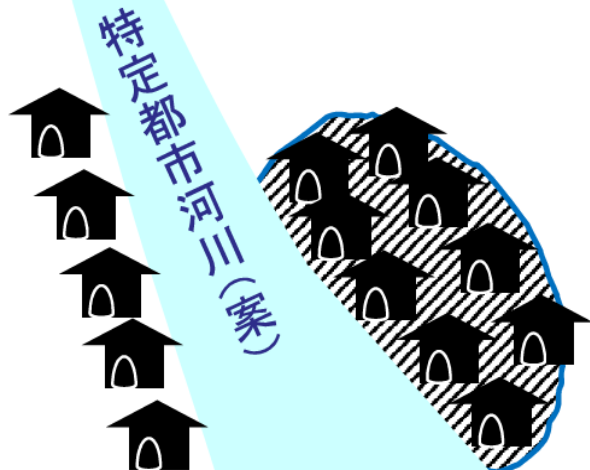
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

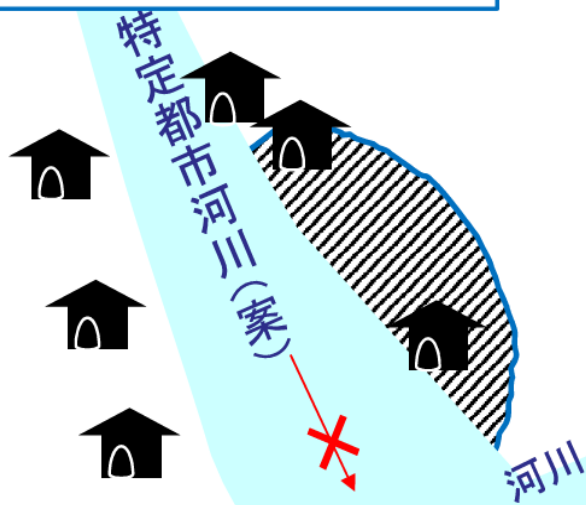
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難
その他地質、自然条件等

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加**（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

(2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** → **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

【協議会のイメージ】



【流域水害対策計画の拡充】

- 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

現行

- **河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

追加

- **地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**（地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化）
- **土地利用の方針**（保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**）

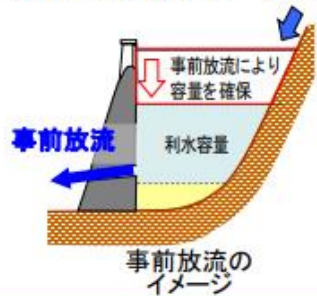
（特定都市河川法）

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、**特定都市河川法**、都市計画法、都市緑地法】

(1) 河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

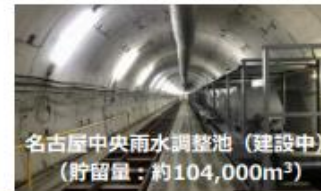
- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する**法定協議会を設置**。**利水ダム**の**事前放流の拡大**を協議・推進（河川法）



※予算：・二級水系の事前放流に伴う損失補填
・河川管理者による放流施設整備
※税制：放流施設に係る固定資産税非課税措置

- **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨を計画に位置付け**、整備を加速（下水道法）
- 下水道の**樋門等の操作ルールの策定**を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



(2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の**保水・遊水機能を有する土地**を、**貯留機能保全区域**として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（**特定都市河川法**）



貯留機能保全区域のイメージ

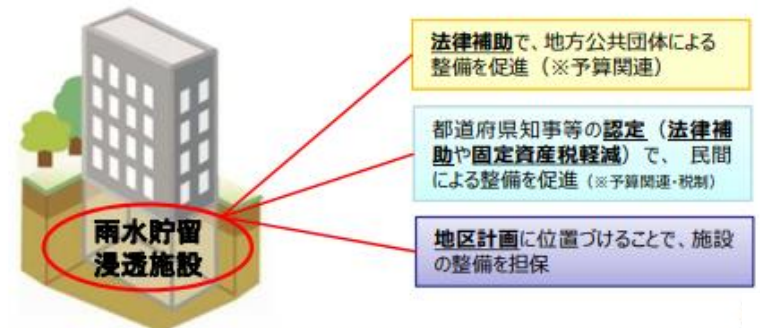
- 貯留浸透に資する**都市部の緑地を保全**し、水害の被害を軽減する**グリーンインフラ**として活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- **認定制度、補助、税制特例、地区計画**等を駆使して、官民による**雨水貯留浸透施設**の整備を推進（**特定都市河川法**、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 (特定都市河川法)

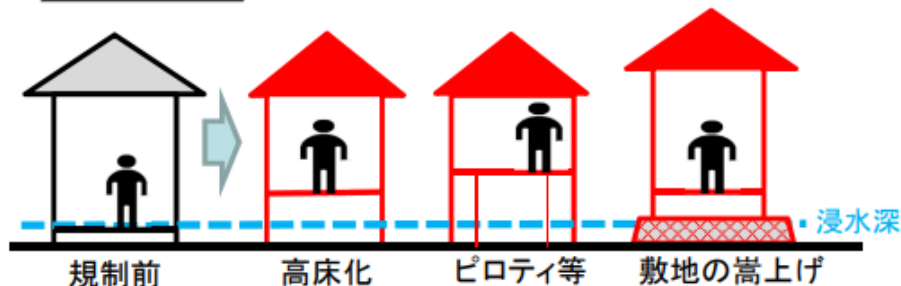
- 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- 都道府県知事が指定
- 個々の開発・建築行為を許可制に
(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進 (都市計画法)

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加



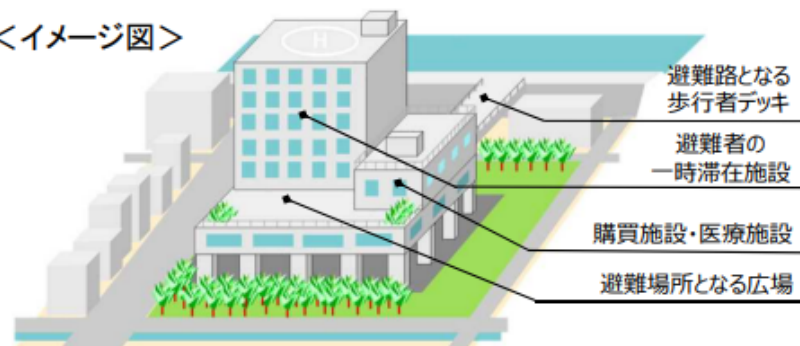
③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進 (防集法) (※予算関連)

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加
- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
{ ①都道府県による事業の計画策定
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化 }

④ 災害時の避難先となる拠点の整備 (都市計画法)

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)

<イメージ図>



特定都市河川法の制度・施策等

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理**ができる制度等を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることにならないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ ※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

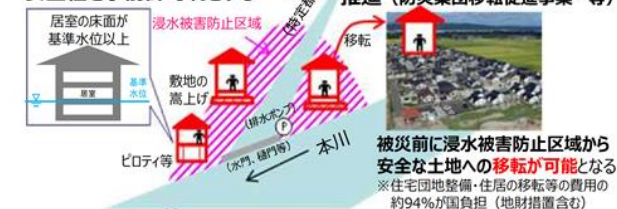
- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まじづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

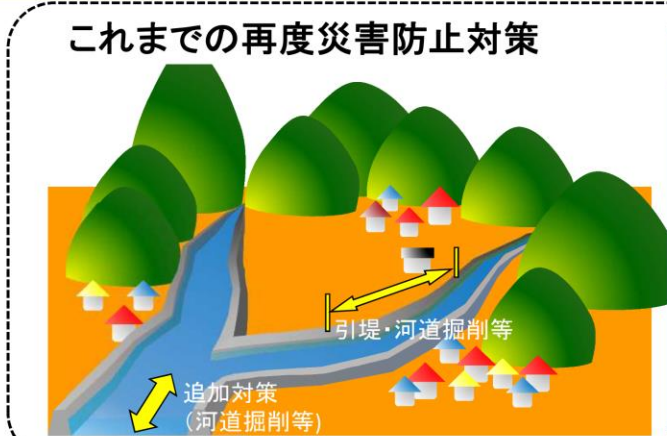
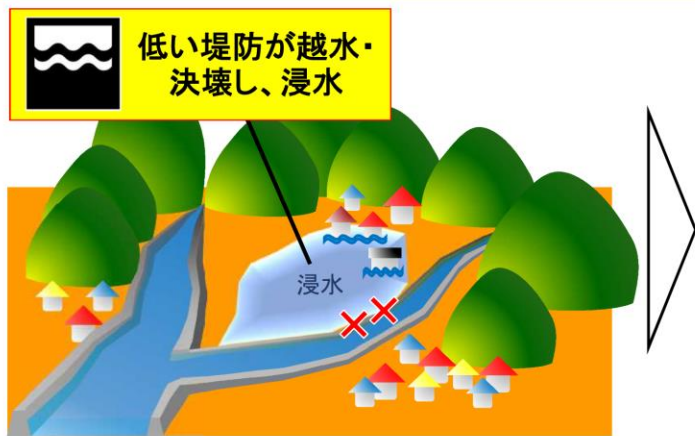


貯留機能を有する土地のイメージ

都市構造再編集集中支援事業	○
都市再生整備計画	×
まちなかウォークアブル推進事業	×

災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき流域全体で水災害リスクを低減する対策が推進するため、河川管理者が「流域治水型災害復旧（流域治水型の原形復旧）」を実施できるようになった。

「流域治水型災害復旧」の実施に関連し、都市機能の安全なエリアへの移転促進のため、**誘導施設・準誘導施設のまちなか移転を支援するメニュー（復興促進事業）**を創設。



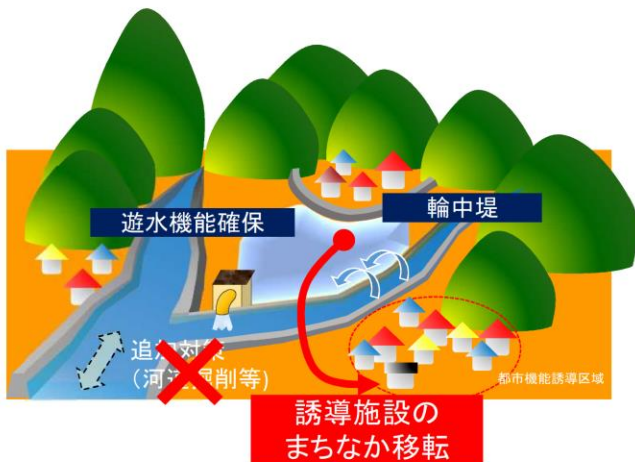
河川管理者が実施

被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)

+

下流への負荷を考慮した追加対策を実施
(追加の河川事業で実施)

新たな再度災害防止対策 (流域治水型災害復旧制度)



河川管理者が実施 輪中堤又は遊水地の整備により、遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防御

+

必要に応じて

市町村・民間事業者が実施 被災エリアから都市機能誘導区域へ誘導施設・準誘導施設を移転

国による支援(復興促進事業)

(市町村への補助) 事業費の1/2

(民間事業者等への補助)

補助対象事業費※の2/5

かつ地方公共団体負担の範囲内

防災・減災対策等強化事業推進費の枠内で支援
(流域治水型災害復旧により節減される事業費を下回る範囲内)

※設計費、土地整備費、公共の用に供する敷地に相当する部分の用地取得費、共同施設整備費、専有部整備費の23%、負担増分用地費の23%等

誘導施設・準誘導施設 (下線部が準誘導施設)

- ・医療施設(病院、診療所、調剤薬局等)
- ・社会福祉施設(特別養護老人ホーム等、デイサービスセンター等)
- ・教育文化施設(認定こども園、小学校等)
- ・子育て支援施設(乳幼児一時預かり施設等)
- ・金融施設(郵便局、銀行等) ・商業施設(スーパーマーケット等)

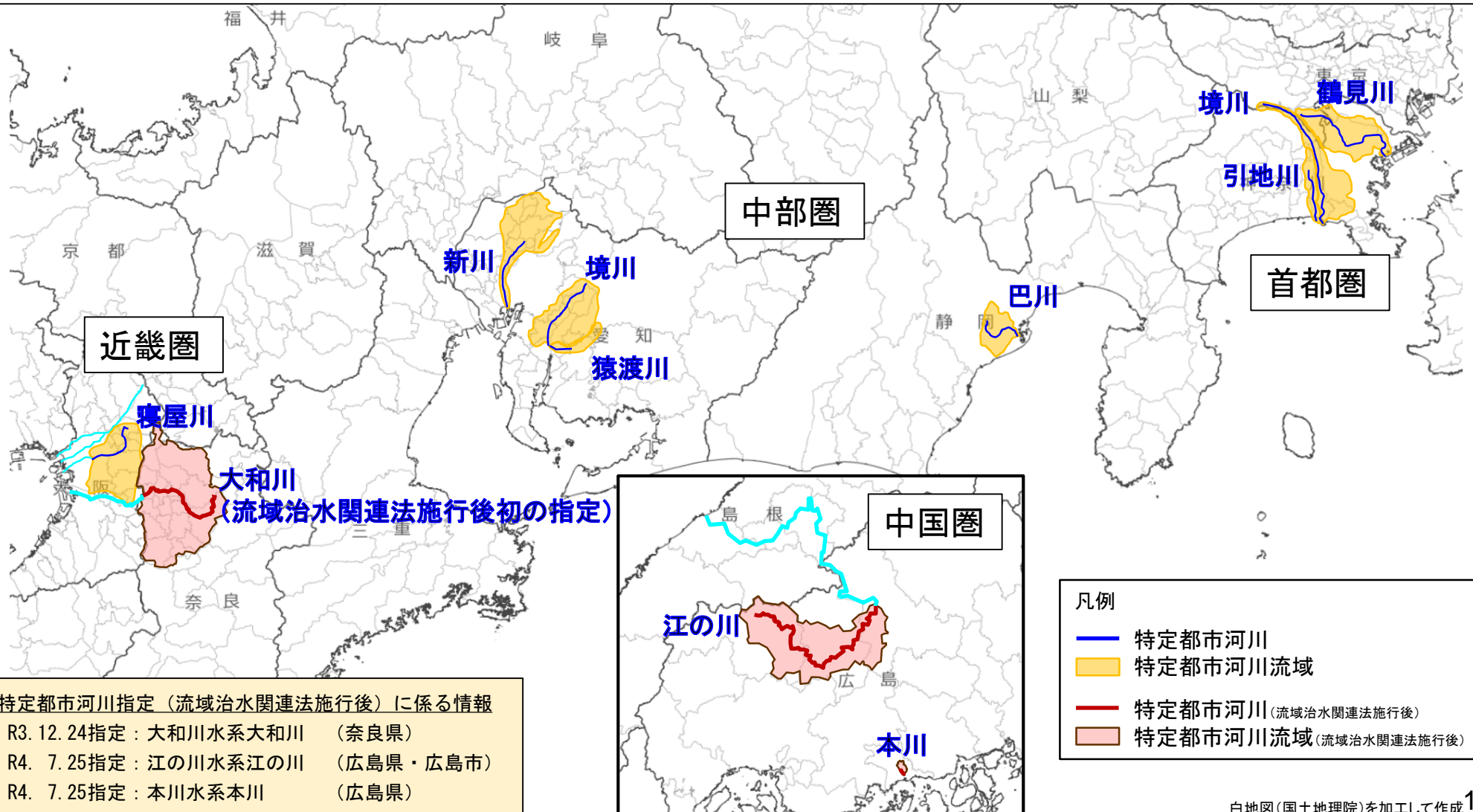
ただし、市町村が作成する立地適正化計画への位置づけ(見込み含む)、都市再生整備計画への位置づけ等が必要
金融施設・商業施設については各種条件あり

住宅の移転については、がけ地近接等危険住宅移転事業等で支援

特定都市河川の指定状況 (令和4年度7月末時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

○流域治水関連法施行後の**全国初の指定となった大和川水系大和川等**をはじめ、**11水系126河川**が指定されている



特定都市河川指定 (流域治水関連法施行後) に係る情報

- R3. 12. 24指定 : 大和川水系大和川 (奈良県)
- R4. 7. 25指定 : 江の川水系江の川 (広島県・広島市)
- R4. 7. 25指定 : 本川水系本川 (広島県)

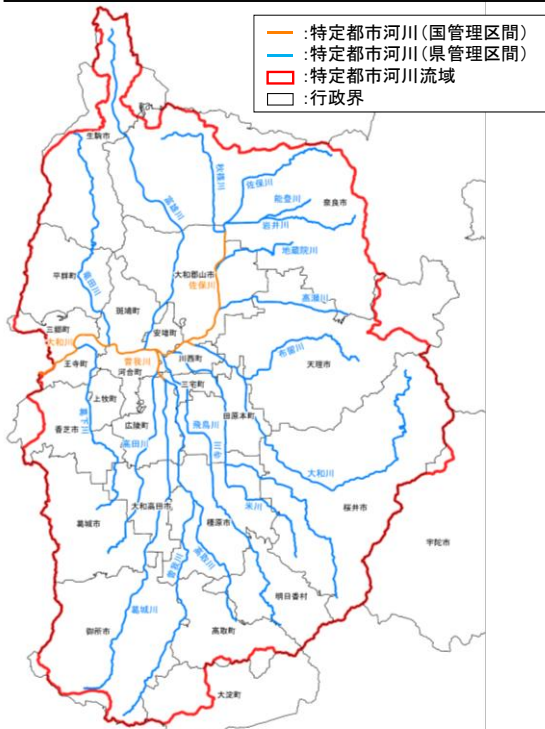
「流域治水」の本格的な実践に向けた大和川水系大和川等の特定都市河川への指定

大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²（流域内の市町村数 25）



大和川流域総合治水対策の推進 (S60～)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1～)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5～)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の嵩上げ(補助率1/3⇒1/2)
固定資産税を1/6～1/2に軽減



水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

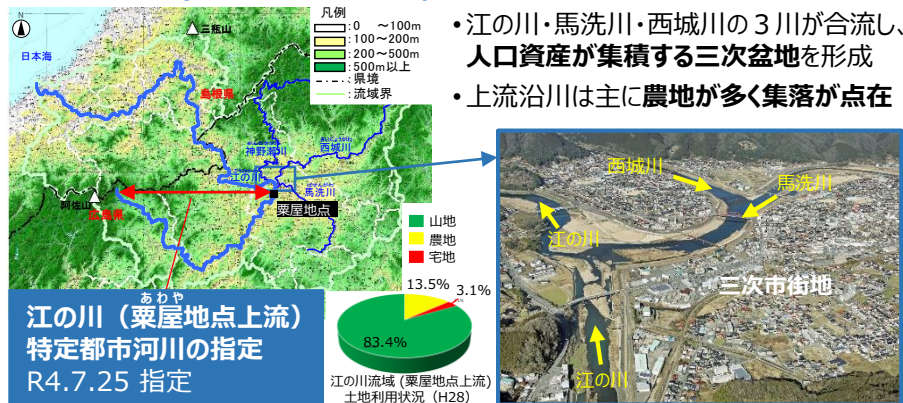
＜浸水被害防止区域の指定による規制の例＞
その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる
農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※



※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生すると予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

「流域治水」の本格的な実践に向けた江の川水系江の川等の特定都市河川への指定

江の川上流部（広島県）の特徴



- 江の川・馬洗川・西城川の3川が合流し、人口資産が集積する三次盆地を形成
- 上流沿川は主に農地が多く集落が点在

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 江の川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.8 前線性豪雨により、江の川支川多治比川の決壊や内水を含め、浸水30箇所、浸水戸数603戸の甚大な被害が発生(上流部ではH30,R2にも浸水被害が発生)
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行(特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

床上	床下
105戸	126戸

R3.8豪雨
多治比川
吉田地区の
浸水状況



江の川上流
沿川自治体と
国土交通省・
広島県との
意見交換会
(R4.2.16)



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・規制等

- 支川合流部や狭窄部等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、
 - ① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
 - ② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 等により、**特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる**

① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施

- ・安芸高田市中心部を流れる多治比川等において、開発等に伴う流出の抑制や土地利用規制等とあわせて実施するハード整備への予算を重点化

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

開発等に伴う流出増への対策の義務化(雨水浸透阻害行為の許可)

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫(浸水被害防止区域の指定)

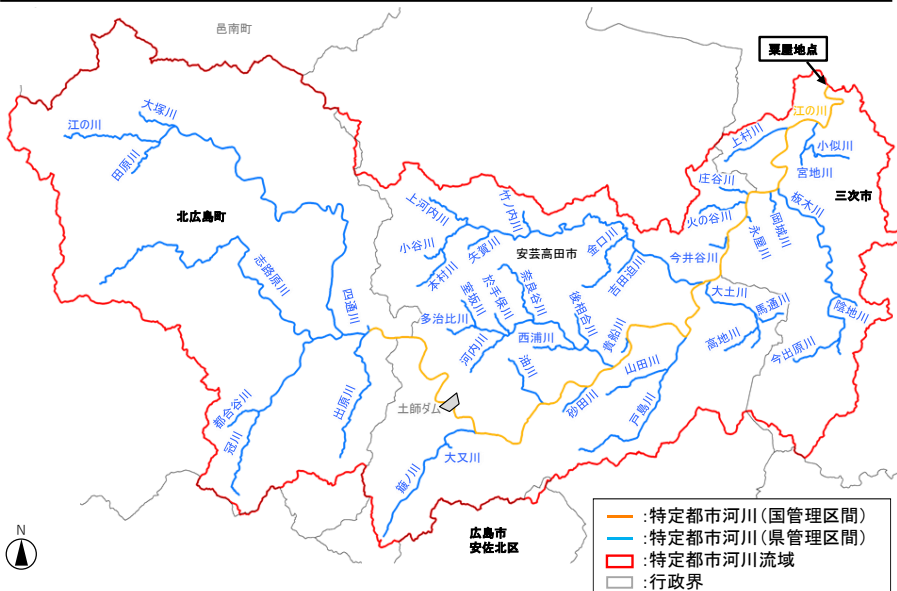
② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用

- ・開口部等の貯留機能を発揮している土地を保全
- ・水田に降った雨をゆっくりと排水する「田んぼダム」を推進
- ・流域内の既存ため池の治水活用を検討 等

貯留機能を有する土地への盛土等に対する助成等(貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税)

雨水貯留浸透施設に対する補助率高上げ・減税(補助率1/3→1/2,固定資産税1/6~1/2に軽減)

河川区間：江の川水系江の川他 計43河川
 流域面積：670km² (三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部)



断面イメージ
 HWL
 掘削
 築堤
 護岸

流出調整板
 水位調整板
 排水研
 取組イメージ

江の川・多治比川合流部(安芸高田市吉田地区)

ため池治水利用モデル地区(三次市)

令和4年度「田んぼダム」実証調査エリア16(安芸高田市吉田町可変地区)

本川水系本川を特定都市河川に指定します

～中国地方初となる特定都市河川に指定～

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和4年7月25日に、竹原市を流れる二級河川本川水系本川について、特定都市河川に指定します。

○気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に全面施行となりました。

○流域治水関連法は、流域治水に係る9つの法律が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっており、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)は、その中核をなすものです。

○この度、平成30年7月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川水系本川を、法第3条に基づき、中国地方では初となる特定都市河川の指定を行いますのでお知らせします。

○特定都市河川の指定に伴い、法第30条に基づき、一定規模以上の開発等に伴う雨水浸透阻害行為に関しては、広島県知事の許可が必要になります。

○また、今後、法第7条に基づく流域水害対策協議会を組織し、河川管理者や下水道管理者、関係自治体等と共同して浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(流域水害対策計画)を定め、浸水被害対策を総合的に推進して参ります。

(添付資料)

別紙 「流域治水」の本格的実践に向けて本川を特定都市河川に指定

本川流域の概要

- ・本川流域は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫流し瀬戸内海に注ぐ二級河川
- ・流域の平地部は既成市街地が広がっており、下部左岸エリアには町並み保存地区



近年の浸水被害発生状況

- ・令和3年7月の豪雨により、河川や内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- ・平成30年7月豪雨においても、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生



本川の特定都市河川への指定

- H30.7 平成30年7月豪雨により、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生
- R3.7 令和3年7月の豪雨により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行(流域治水の本格的な実践)**
- R4.3 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」策定・公表
- R4.3 「流域治水プロジェクト」策定・公表
- R4.4 浸水対策重点地域緊急事業に着手
- R4.7.25 (予定) 本川を特定都市河川として指定**

本川流域では、平成30年7月豪雨及び令和3年7月の豪雨において、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害軽減のための河川整備や内水対策を実施するとともに、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、流域一体となって「流域治水」を本格的に実践し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

地方公共団体が管理する河川等に対する支援(地方債の活用事例)

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 国庫補助の要件を満たさない河川改修等
 - ・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
 - ・総事業費4億円未満の準用河川の改修
 - ・普通河川の改修
- 流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
 - ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
 - ・移動式排水施設の整備



普通河川における活用事例



移動式排水施設の整備

計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

- 地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
- 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



二級河川における活用事例



準用河川における活用事例

河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

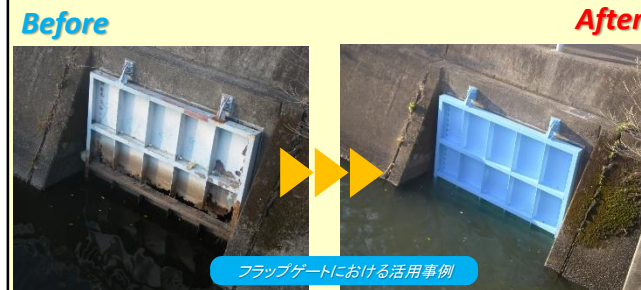
令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

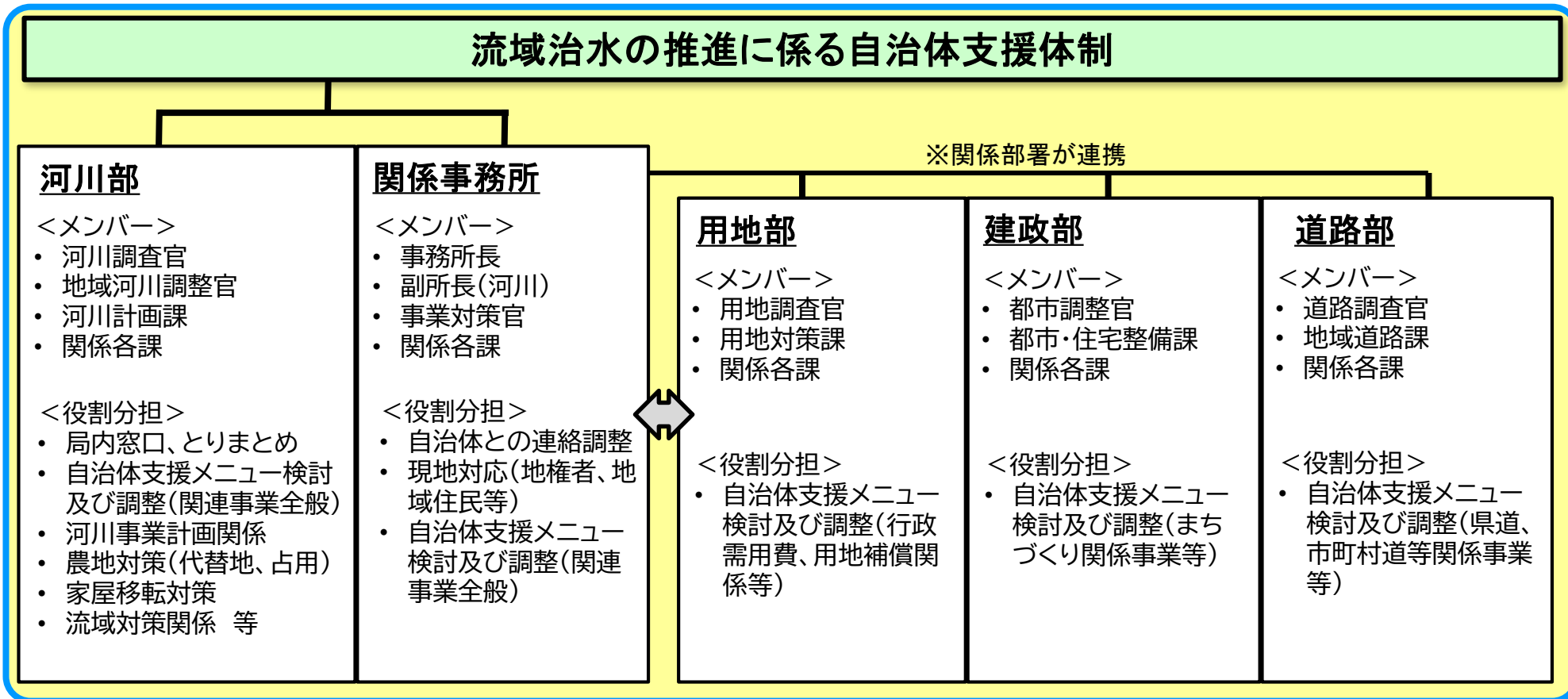
起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

- 地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
- 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
 - 樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新
 - 護岸・堤防の改修
 - ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新



フラップゲートにおける活用事例



流域治水の推進にあたり、関係自治体のニーズに応じて、支援チームが一丸となって支援

【問合せ窓口】

TEL: 022-225-2171

河川部 河川計画課

岩沢 (E-mail: iwasawa-h82ac@mlit.go.jp)

大場 (E-mail: ooba-f82ac@mlit.go.jp)